

2016 前期 LS (本)

受験番号

2016 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

## 専門論文試験 憲法・民法・刑法

(180分)

### 受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は4ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は、憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答えは、横書きとする。
5. 答えは、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答えは、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答えは、無効となる。
7. 答えを訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 憲法

### 【第1問】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

#### 〔事例〕

20\*\*年4月、Y市内において事実上の夫婦として共同生活を送ってきた $X_1$ と $X_2$ との間に $X_3$ が生まれた。 $X_3$ の父である $X_1$ は、 $X_3$ の出生前にすでに $X_3$ に係る胎児認知の届出を行っており、これは受理されていた。 $X_1$ は、 $X_3$ の出生直後に、 $X_3$ に係る出生の届出（以下、「本件届出」という）を行ったが、戸籍法49条2項1号（以下、「本件規定」という）所定の届書の記載事項である「嫡出子又は嫡出でない子の別」を記載しなかったため、Y市長により受理されず、 $X_3$ に係る戸籍および住民票の記載がなされなかった。なお、制度上、出生の届出に「嫡出子又は嫡出でない子の別」を記載することにより、その内容が第三者との関係において容易に知られうる状態に置かれるものではない。

$X_1$ らは「嫡出子又は嫡出でない子の別」の記載を要求する本件規定を違憲と考え、本件規定を撤廃しない立法不作為を理由とする国家賠償訴訟を提起することにした。

〔設問1〕 あなたが $X_1$ らの訴訟代理人であるとするならば、本件において、どのような憲法上の主張をするか。なお、国家賠償法上の論点については言及しなくてよい。

〔設問2〕 〔設問1〕で行った憲法上の主張に対して想定される国側の反論のポイントを簡潔に述べたうえで、その理由を論じなさい。

### 【参考資料】戸籍法

第49条 出生の届出は、14日以内（国外で出生があつたときは、3箇月以内）にこれをしなければならない。

2 届書には、次の事項を記載しなければならない。

一 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別 (以下、略)

### 【第2問】

立法不作為に関して、国家賠償法1条1項上の違法が認められるための要件を、在外国民選挙権訴訟最高裁判決（最大判平成17年9月14日）に即して、答えなさい。

## 専門論文試験 民法

### 【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕〔設問2〕〔設問3〕に答えなさい。

### 〔事例〕

Aは、平成25年8月15日、Bに対し、その所有する甲土地を代金5000万円で売った。Aは、同日、Bから手付けとして500万円を受け取り、AとBは、残代金4500万円の支払と所有権移転登記については、同年9月15日に行うという約束をした。ところが、Aは、平成25年8月30日に、Cに対し、甲土地を6000万円で売って、即日所有権移転登記までしてしまった。

### 〔設問1〕

BとCとの間の法律関係について述べよ。

### 〔設問2〕

Cは、Aから甲土地を買った時、AがBに対しても甲土地を売却していたことを知っていた場合、BとCの法律関係はどうなるか述べよ。

### 〔設問3〕

事例において、BがCに対して、甲土地の所有権移転登記なくして、自己の所有権を主張できる場合はどういう場合か、その要件を述べるとともに、その要件に該当する事情としてどのような事情が考えられるかを述べよ。

## 専門論文試験 刑法

### 【問題】

以下の〔事例〕に基づき、甲及び乙の罪責を、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

### 〔事例〕

- (1) 借金の返済に困っていた甲(男性、28歳)は、振り込め詐欺グループに入り、グループリーダーのAから、成功報酬10万円で金員を振り込ませる際に使用する他人名義の口座を手配するよう指示を受け、同じ頃、金に困っていた友人乙(男性、27歳)から、「ギャンブルで負けて金がない。何かいいバイトはないか。」と相談を持ちかけられた際、乙に対し、「預金通帳を作れば金になる。1通3万円で買い取る」と言い、口座を作る目的については「銀行にはバイトと言えば問題ない。印鑑は100円ショップで購入すれば安い。」などと言った。
- (2) 乙は、甲が振り込め詐欺グループに入っているらしいという噂を聞いたことはあったが、3万円欲しさに甲の提案を受け入れ、すぐさま100円ショップで印鑑を購入した上、甲を伴い、口座開設目的で大阪市所在の株式会社X銀行Y支店に赴いた。入店後、乙は、同支店行員B(女性、33歳)に対し、真実は、自己名義の預金口座開設後、同口座に係る自己名義の預金通帳及びキャッシュカードを甲に売却する意図であるのにこれを秘し、Bから口座申込書への記入方法を説明された際、X銀行の総合口座取引規定を示されながら「ご本人様のご利用ですね。」と確認されたのに対し、大きく頷き、Bから、「ご使用目的は何ですか。」と尋ねられたときには、隣に佇立していた甲から「バイトだろう。」と囁かれたとおり、「バイトです。」と答えるなどして、自ら口座を利用するように装って、自己名義の普通預金口座の開設並びに同口座開設に伴う自己名義の預金通帳及びキャッシュカードの交付方を申し込んだ。Bは、乙がX銀行の総合口座取引規定等に従い、上記預金通帳等を第三者に譲渡することなく利用するものと誤信し、上記乙名義の普通預金口座開設に伴う同人名義の普通預金通帳1通を交付した。乙は、キャッシュカードを後日自宅に郵送して貰うことにし、10日後、神戸市所在の自宅においてキャッシュカードの送付を受け、翌日、甲のところに行き、通帳とキャッシュカードを渡して暗証番号を告げ、甲から合計3万円を受け取った。
- (3) X銀行においては、乙による各預金口座開設等の申込み当時、契約者に対して、総合口座取引規定ないし普通預金規定、キャッシュカード規定等により、預金契約に関する一切の権利、通帳、キャッシュカードを名義人以外の第三者に譲渡、質入れ又は利用させるなどを禁止していた。また、Bは、第三者に譲渡する目的で預金口座の開設や預金通帳、キャッシュカードの交付を申し込んでいることが分かれば、預金口座の開設や、預金通帳及びキャッシュカードの交付に応じることはなかった\*。

- \* 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 27 条第 1 項は、大要、他人になりすまして特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とすると規定し、同条第 3 項は「業として前二項の罪に当たる行為をした者は、3 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定している。

以上